

2018年 月 日

様

全国福祉保育労働組合大阪地方本部
執行委員長 多久和 令一

分会
執行委員長 ㊟

大阪地本「2018年春闘統一要求」の申し入れ

日頃より貴法人が社会福祉の向上のためご尽力されていることに、あらためて敬意を表します。

さて、福祉保育労大阪地本は2月4日の第71回臨時大会にて、2018年春闘方針及び大阪地本「2018年春闘統一要求」を確立しました。「2018年春闘統一要求」は私たち福祉労働者が生活を維持し、今後希望をもって働き続けていく為の一致した要求として、3月14日を集中回答日としすべての分会から要求書の提出をめざしています。

当労組は、2018年春闘で安倍政権の暴走を阻止し、憲法と平和を守るたたかいをすすめるのと同時に、社会保障の全面改悪阻止、国民の暮らし・生存権を守るたたかいに全力をあげていきます。また、深刻さを増す人材難の解消のため福祉労働者の賃金・労働条件の大幅な改善を実現するために、国や大阪府・府内自治体に実効ある人材確保対策の実施を求める要請行動をすすめていきます。あわせて各法人・職場で「2018年春闘統一要求」の実現にむけて大きく取り組んでいく所存です。

つきましては、当労組の取り組みにご理解いただき、ご多忙のこととは存じますが、下記の大阪地本「2018年春闘統一要求」に対し、要求提出日より2週間以内にご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 誰でも時間額250円、月額40,000円以上の賃上げを実施すること。
2. フルタイム労働者については、正規・非正規問わず年収300万円以上を確保すること。
3. 労働契約法の改正による「無期雇用転換ルール」の実施にあたっては、以下のようにすること。
(1) 通算契約期間が5年を超える場合は、本人の申し出があれば無期雇用

に転換すること。

(2) 賃金・労働条件は正規労働者との均等待遇を図ること。ただし、正規労働者と同一労働である場合には正規化すること。

(3) 契約者の5年以内の雇い止めはおこなわないこと。

4. 以下の点を遵守するために、業務の見直しと必要な職員の増員を行うこと。

(1) 労働時間は1日8時間以内を遵守し、年間総労働時間は残業を含めて2,000時間以内とすること。

(2) 就業規則に定めている休憩時間を保障すること。

(3) 有給休暇の完全取得を保障すること。

5. 不払い残業を一掃すること。

6. 職場に労働安全衛生委員会を設置して、職員の安全確保、健康保持・増進、母性保護の徹底を図ること。

7. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度への加入を継続すること。または、同水準の退職金制度を設けること。

8. 「憲法を守り活かす福祉職場労使共同宣言」に労使連名で署名し、職場内に掲示すること。また、社会福祉の社会的基盤が、憲法の平和主義や基本的人権、国民主権といった理念・条項に根ざしていることを踏まえ、国の改憲の動きに反対すること。

以下の「その他の要求」は「統一要求」ではありませんが、分会で実現できていない要求項目については分会の独自要求としてください。

【その他の要求】

1. 採用当月から年次有給休暇を一律 10 日間の保障をおこなうこと。また、年次有給休暇が消化できるよう職員増など対策を講じること。
2. 夏季・冬季の特別休暇を日・祭日をのぞき、各々6日保障すること。年末 29 日～年始 3 日の勤務者にたいし、「特別手当」を支給すること。また、リフレッシュ休暇の創設と拡充をおこなうこと。
3. 正規職員から非正規職員への安易な置き換えや、パート・非常勤職員など非正規職員の一時的な「雇止め」はしないこと。
4. 職員会議をもとにした民主的な職場運営と、職員の権限と責任を明確にした業務の指示系統の確立をおこなうこと。バザーや募金活動などの自主活動は、職員の自主性を尊重し、ノルマの強要や職員の「業務成績評価」にしないこと。
5. 新規採用職員へのオリエンテーションに、組合の説明の場を設けること。
6. 生活施設での宿直・夜勤を 1 週 1 回以内、拘束 12 時間以内とすること。宿直(夜勤)明け、翌日の公休を保障すること。
7. パワハラ防止・対策委員会を設置し、啓蒙・啓発を含めた具体的な対策を講じること。
8. 組合費は給与から天引きするチェック・オフを導入すること。